

# いじめ防止基本方針

## 1 学校方針

全ての生徒が自分らしく安心して学校生活を送り、人間的ふれあいを通して、有意義で充実した活動に取り組むことができるよう、教職員が生徒とともに、いじめを抑止し一人一人の人権が大切にされる土壤をはぐくみ、いじめを許さない学校づくりを推進する。

そのために日常の指導体制を確立し、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切にかつ迅速に解決するための「佐用町立上月中学校いじめ防止基本方針」を定める。

## 2 基本的な考え方

- いじめは人権を侵害する行為であり、人として決して許される行為ではない。いじめ問題は、どの生徒にも、どの学校でも起こり得ることから、学校、教育委員会はもとより、家庭、地域が一体となって、一過性ではなく、継続して、未然防止、早期発見、早期対応に取り組む。
- 学校全体でいじめの未然防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。
- いじめ問題は、未然防止に取り組むことが最も重要であり、そのためには、「いじめは、どの学級・学校でも起こり得る」という認識を全ての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育て、「いじめを生まない環境づくり」に取り組む。

## 3 いじめの防止等の指導体制、組織的対応等

### (1) 校内指導体制

「いじめは絶対許さない」という強い意志をもち、学校全体で組織的に対応する。いじめ問題への組織的な取組を推進するため、その中核となる「いじめ対応チーム」を設置する。

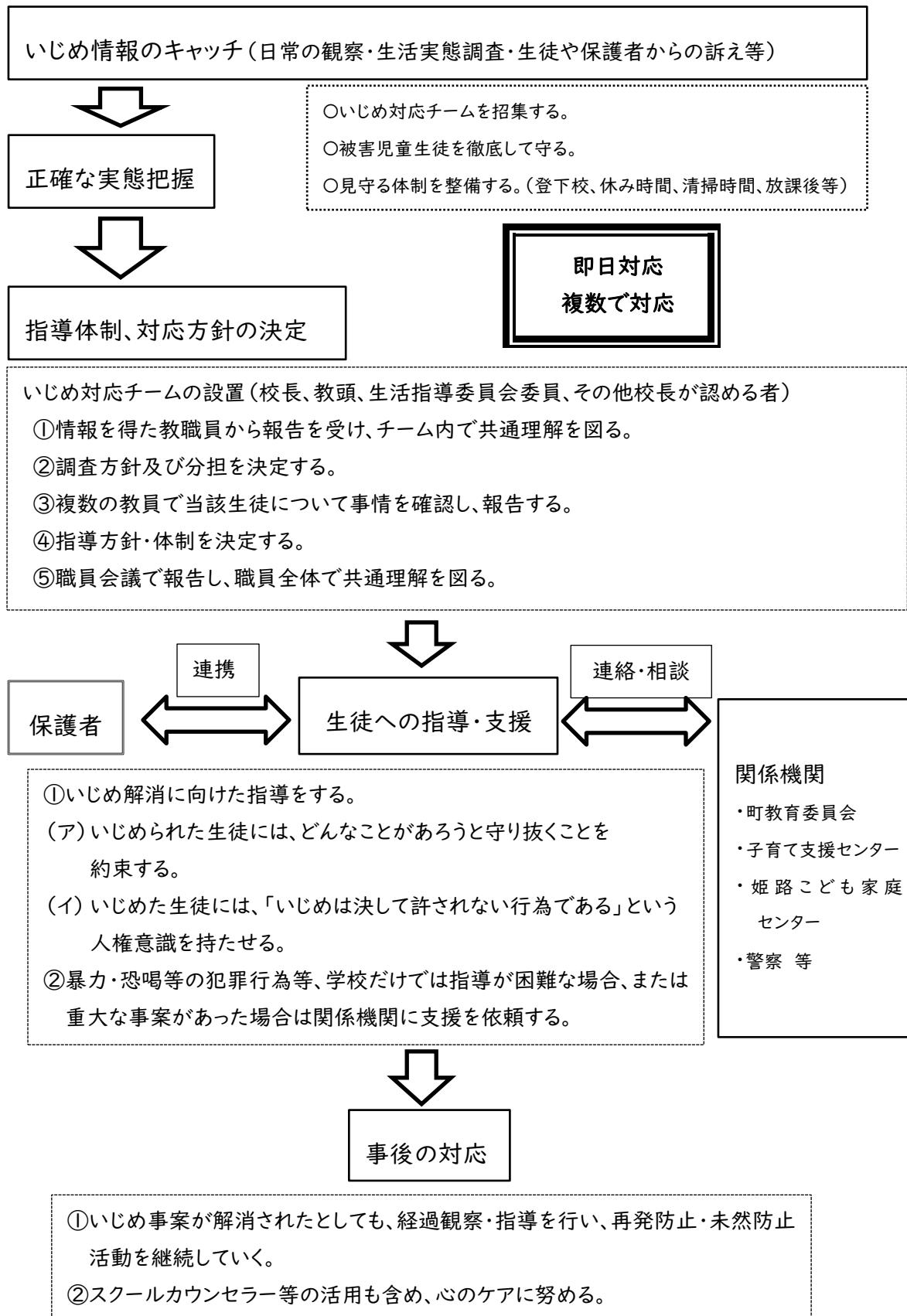
「いじめ対応チーム」の構成員は、校長、教頭、生活指導委員会委員、その他校長が必要と認める者（学級担任、部活動顧問、養護教諭、SC、SSW、特別支援教育コーディネーター及びその他の関係者等）とする。

そして、教職員が問題を一人で抱え込むことのないように「いじめ対応チーム」を中心として、教職員全体で共通理解を図り、保護者・関係機関・地域と連携を密にし、報告・連絡・相談を確実に行い、学校全体で総合的な対策を行う。

### (2) 未然防止及び早期発見等の取組

兵庫県いじめ防止基本方針に基づき、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、生徒一人一人の内面に対する共感的な理解を深め、いじめの積極的な認知に努める。また、未然防止、早期発見・早期対応における組織的な対応の充実や教職員の対応能力の向上を図るとともに、家庭（「情報モラル講習会」の開催等）や地域、関係機関等と連携して取り組む。さらに、「いじめ未然防止プログラム」（心の教育総合センター）を活用した研修や実践に努める。

### (3) いじめを認知した際の組織的対応



#### 4 重大事態への対応

重大事態とは、「いじめにより重大な被害が生じた疑い又はいじめにより不登校を余儀なくされている疑いがある段階を示す。また、「生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったとき(人間関係が原因で心身の異常や変化を訴える申立て等の「いじめ」という言葉を使わない場合を含む。)」等は、学校の設置者又は学校が判断し適切に対応する。

##### 重大事態が発生した場合

- 速やかに教育委員会を経由して地方公共団体の長へ報告する。
- 初動対応では対象生徒・保護者との情報共有が重要であり、教育委員会又は学校において窓口となる担当者を決め、保護者との連絡・調整に当たり、情報が途切れないようする。
- 報道対応の担当者(校長や教頭等の管理職)を決めて、正確で一貫した対応を行う。
- 重大事態調査の実施に必要な学校作成資料等の収集、整理に取りかかる。
- 学校が調査主体の場合、教育委員会の指導・助言のもと対応に当たる。
- 重大事態の調査組織を設置し、調査組織でいじめ行為の事実関係を明確にするための調査を実施する。
- いじめを受けた生徒と保護者に適切な情報提供を行い、調査結果を教育委員会に報告する。その結果に基づき、必要な措置を講じる。
- 教育委員会が調査主体の場合、教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査に協力する。

#### 5 いじめを生まない学校づくりへの取組

- 生徒が人の痛みを思いやることができるように、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。
- 道徳教育を通し、いじめをしない、許さないという、人間性豊かな心を育てる。
- 体験活動を推進し、集団活動や地域の人々との交流、自然とのふれあいを通して、豊かな人間性と社会性を育むとともに、学校・家庭・地域が一体となって心の教育の充実を図る。
- 人間的なふれあいを通して、人間関係を結ぶ力を育み、相手を傷つけずに自分の考えを表現する等のコミュニケーション能力の育成に努める。
- 教職員は、生徒の良きモデルとなり、慕われ、信頼されるように努める。
- 各教科の授業等をはじめ、学級活動、行事等、学校生活のあらゆる場面において、自己肯定感・自己有用感を高める教育活動を行う。

#### 6 その他の事項

「いじめ」とは、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。(いじめ防止対策推進法第2条より)

この定義に基づき、いじめ防止等に実効性の高い取組を実施するため、本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、「いじめ対応チーム」を中心に定期的に点検・評価し、さらに必要に応じて見直す。本方針の見直しに際し、学校全体でいじめ防止等に取り組む観点から、いじめ防止等について生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるように留意する。また、地域を巻き込んだ学校の基本方針になるように、学校運営協議会委員、保護者等地域からの意見を積極的に聴取するように留意する。